

議会受付番号	鎌議第 1442 号
質問者	上畠 寛弘議員
答弁する者	市長（市民活動部 市民課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

無戸籍児・者の救済の為、市として可能な対応

2 質問の要旨

1. 9月定例会の一般質問に於いて、無戸籍児問題を取り上げたところであるが、平成 27 年 10 月 13 日時点で、把握する市内の無戸籍児・者は何名か。
2. 一般質問や事前のレクチャーに於いてもふれたが、無戸籍児・者、またその親は情報難民となり、更に身分証明の困難さも相まってネット情報にもふれることがないケースが散見する。答弁でも約束をして頂いたが、アナログによる広報やケーブルテレビなどの方法での周知や相談案内は何時頃に実施して頂ける予定か。
3. その他、市として具体的に救済に向けて可能な対応は検討しているか。

3 答弁

1. 平成 27 年 10 月 13 日時点で市民課が把握しているのは、無籍児 1 名です。
2. 相談案内については、既に市民課及び 4 支所の窓口に案内文を掲示するとともに、自由に持ち帰ることができるようチラシを配置しました。また、広報「かまくら」平成 27 年 11 月 1 日号に、市民課への相談を促す内容のお知らせ文を掲載する予定です。
3. 救済については、戸籍・住民票の編製に向けた対応については現在でも行っていますが、今後も他市の先進的な取組み等を参考にしながら効果的な対応を図ってまいります。